国際協力事業団
受入月日 '84. 8. 20
000
23.4
登録No. 13256
EM

海外移住事業団外国旅費規程

（昭和38年　月　日　規程第3号）

（目　的）

第1条　海外移住事業団（以下「事業団」という。）の役員及び職員（以下「職員」という。）が，事業団の用務のため，本邦と外国との間及び外国間を旅行するときは，別に定める場合を除き，この規程の定めるところにより，旅費を支給する。

2. 事業団職員以外の者で事業団の用務のために旅行する者に対しては，別に定める場合を除き，この規定の定めるところにより，旅費を支給する。

（内国旅費規程の準用）

第2条　内国旅費規程第3条，第4条，第5条，第17条，第20条及び第24条の規程は，この規程に準用する。この場合において，内国旅費規程第3条第2項第3号中「本邦」とあるのは，「外国」と読み替えるものとする。

（用語の定義）

第3条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

(1) 出張　職員が事業団の用務（以下「用務」という。）のため，一時その在勤個所を離れて旅行をすることをいう。

(2) 赴任　海外勤務を命ぜられ，海外勤務より帰任を命ぜられ，又は海外勤務中他の海外勤務地へ転勤を命ぜられた職員が，その転勤にともなう移転のため，旧在勤個所から新在勤個所に旅行することをいう。

(3) 帰住　職員が退職し，又は死亡した場合において，その職員もしくはその扶養親族又はその遺族が，生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(4) 扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが，事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ）及び子で主として職員の収入によって

JICA
000
23.4
EM
LIBRARY

生計を維持しているものをいう。

(5) 遺族　職員の配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の種類）

第　4　条　旅費の種類は，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，日当，宿泊料，食卓料，移転料，着後手当，扶養親族移転料，支度料，旅行雑費及び死亡手当とする。

（鉄　道　賃）

第　5　条　鉄道賃は，別表第1に掲げる基準に従い，旅程粁数に応じ計算した旅客運賃及び急行料金の額とする。

（船　　賃）

第　6　条　船賃は，別表第1に掲げる基準に従い，旅程に応じ計算した旅客運賃の額とする。

（航　空　賃）

第　7　条　航空賃は，別表第1に掲げる基準に従い，旅程に応じ計算した旅客運賃の額とする。

（車　　賃）

第　8　条　車賃は，実費額とする。

2. 車賃の支払いを受けようとする者は，証拠書類も提出しなければならない。

（日当及び宿泊料）

第　9　条　日当は，旅行先の区分に応じ，別表第1に掲げる定額による。

2. 宿泊料は，旅行先の区分に応じ，別表第1に掲げる定額による。

3. 前項の規定に拘らず，旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は，その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日をこえる場合には，そのこえる日数についての定額の10分の2に相当する額を定額から減じた額とする。

（食　卓　料）

第　10　条　食卓料は，級別の区分に応じ，別表第1に掲げる定額による。ただし，船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃もし

くは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り，支給するものとする。

（移　転　料）

第　11　条　移転料は，次の各号に定める額による。

(1)　赴任の際，扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には，旧在勤地から新在勤地までの旅程料数に応じ，別表第2に掲げる定額により計算した額とする。ただし，2人以上の扶養親族を移転する場合には，定額に1人をこえるごとにその100分の5に相当する額を加算した額とする。

(2)　扶養親族を移転しない場合の移転料は，前号の定額の2分の1に相当する額とする。

(3)　赴任の際，扶養親族を随伴せず，後日扶養親族を在勤地に呼び寄せするときは，前号に規定する額に相当する額とする。

（着後手当）

第　12　条　着後手当は，新在勤地に存する地域の区分に応じた別表第1の日当額の7日分及び宿泊料定額の7夜分に相当する額とする。

2.　本邦に帰任する場合の着後手当は，前項の規定に拘らず，内国旅費規程別表の日当定額の5日分及び宿泊料（甲地方）定額の5夜分に相当する額とする。

（扶養親族移転料）

第　13　条　扶養親族移転料は，次の各号の一に該当する場合に，支給する。

(1)　赴任の際，旅行命令権者の許可を受け，一回に限り扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

(2)　外国に在勤中，旅行命令権者の許可を受け，同一在勤地について一回限り，随伴しなかった扶養親族を呼び寄せ又は随伴しもしくは呼び寄せた扶養親族を本邦に帰らせるとき。

(3)　本邦から外国に赴任後，旅行命令権者の許可を受け，赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回に限り，扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2.　前項第1号及び第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は，扶養親族1人ごとに，その移転の際における年令に従い，次の

JICA LIBRARY
1023903[6]

各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については，その移転の際における職員相当の鉄道賃，船賃，航空賃，車賃及び旅行雑費の全額並びに日当，宿泊料，食卓料，着後手当及び支度料の定額の3分の2に相当する額

(2) 12才以上の子については，その移転の際における職員相当の鉄道賃，船賃，航空賃，車賃及び旅行雑費の全額，並びに日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12才未満の子については，前号に規定する額の2分の1に相当する額。

3. 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は，その旧居住地を旧在勤地と新居住地を新在勤地とみなして，内国旅費の規定に準じて計算した額による。

（支　度　料）

第14条　支度料は，別表第3の定額とする。

2. 本邦から外国に赴任又は出張を命ぜられた職員が，赴任又は出張を命ぜられた日から逆算して過去1年以内に赴任又は出張を命ぜられ支度料の支給を受けたことがある者である場合には，その者に対し支給する支度料の額は，前項の規定にかかわらず，同項の規定による額から前に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額による。ただし，差引残額が別地第3に定める支度料の額の4分の1に満たないときには，定額の4分の1の額とする。

3. 支度料は，本邦から外国に旅行する場合に限り支給する。

（旅行雑費）

第15条　旅行雑費は，次の各号に掲げる費用をいい，その実費額を支給する。

(1) 予防注射料

(2) 健康証明料

(3) 旅券交付手数料

(4) 査証手数料

(5) 外貨交換手数料（但し日本出国の場合に限る。）

(6) 入出国税

2. 前項の場合，支払いを受けようとする者は，証拠書類を提出しなけれ

ばならない。

（死亡手当）

第 16 条　職員が旅行中死亡した場合には，その遺族に対して，別表第4の死亡手当を支給する。

2　前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位は，第3条第5号に掲げる順位により，同順位者がある場合には年長者を先にする。

（配偶者の死亡手当）

第 17 条　配偶者が第 13 条第1号ないし第3号の規定に該当する旅行中に死亡した場合においては，別表3の死亡手当の額の2分の1に相当する額を支給する。

（退職者等の旅費）

第 18 条　職員が，海外の在勤地において退職となり，一定の期間内に本邦に帰住し，又は出張もしくは赴任のための外国旅行中に退職，又は休職（以下「退職等」という。）となった場合の旅費は，次の各号の規定するところによる。

(1)　退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。

(2)　退職等を知った日の翌日から3カ月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り，退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし，日当については 30 日分，宿泊料については 30 夜分をこえることができない。

(3)　赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属個所所在地までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）

（遺族の旅費）

第 19 条　海外在勤職員が死亡した場合，その扶養親族が在勤地に在るときは，帰住に要する前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）を支給する。

（輸送引率員の旅費）

第 20 条　輸送引率員の旅費については，別に定めるところにより，支給する。

（外国内の旅費）

第 21 条　海外在勤職員の外国内における旅行については，当該国所在の機関の長が，理事長の承認を得て，別に定めるところにより支給する。

（旅費の請求手続及び精算）

第 22 条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者で，その精算をしようとする者は，別紙様式による外国旅費概算精算書（別紙様式）に必要な書類を添えて，当該旅費の担当部課に提出しなければならない。

2.　前項後段の精算は，当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に，出来得る限り速やかに精算しなければならない。

（特　　例）

第 23 条　この規程に定めるもののほか，旅費の支給について必要な事項は，国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

附　　則　1.　この規程は，昭和 38 年7月 15 日から施行する。

2.　この規程は，施行の日以後に出発する旅行から適用する。

海外移住事業団外国旅費規程正誤表

頁	行	正	誤
1	9	第21条	第20条
	10	第25条	第24条
2	24	前2項	前　項
5	8	第13条第1項第1号	第13条第1号

なお、規程中「または」は「又は」の誤り。

別表中「1級、2級、……」はそれぞれ「1等級、2等級、……」の誤り。

別表第１

鉄道賃，船賃，航空賃，日当，宿泊料及び食卓料

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	日当および宿泊料				食卓料（1夜につき）
				甲地方		乙地方		
				日当	宿泊料	日当	宿泊料	
理事長	1等	1等	F	($7.50) 2,700	($22.50) 8,100	($7.50) 2,700	($22.50) 8,100	($10.00) 3,600
役員	1等	1等	F	($6.67) 2,400	($20.83) 7,500	($6.39) 2,300	($19.72) 7,100	($9.17) 3,300
1級の者	1等	1等	T	($6.11) 2,200	($19.72) 7,100	($5.83) 2,100	($18.61) 6,700	($8.61) 3,100
2級及び3級の者	1等	1等	T	($5.28) 1,900	($16.67) 6,000	($5.00) 1,800	($15.83) 5,700	($7.22) 2,600
4級の者	1等	1等	T	($4.58) 1,650	($14.31) 5,150	($4.31) 1,550	($13.47) 4,850	($6.11) 2,200
5級以下の者	1等	1等	T	($3.89) 1,400	($11.94) 4,300	($3.61) 1,300	($11.39) 4,100	($5.28) 1,900

備考

1. 乙地方とは，国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）第17条に定める地域をいい，甲地方とは乙地方以外の地域（本邦を除く）をいう。
2. 船舶または航空機による旅行（出発または到着の日の旅行を除く）の場合における日当の額は，乙地方につき定める定額とする。
3. 車中泊の場合は，乙地宿泊料を支給する。航空機，船舶内の宿泊には，用務上の必要又は天災その他やむを止ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
4. 航空賃のFはファーストクラス，Tはツーリストクラスとする。
5. 単位は円とするが，現地における外国間ならびに現地より本邦への旅行に際し現地において支給する旅費額については括弧内のドルを単位とする。（換算レートは1$＝360円）

別表第2　移　転　料

移　転　料

区　分	鉄道 100Km 未満	鉄道 100Km以上 500Km未満	鉄道 500Km以上 1000Km未満	鉄道 1000Km以上 1500Km未満	鉄道 1500Km以上 2000Km未満	鉄道 2000Km以上 5000Km未満	鉄道 5000Km以上 10000Km未満	鉄道 10000Km以上 15000Km未満	鉄道 15,000Km 以上
役員	30,700	40,300	55,700	73,000	92,200	113,300	124,800	136,300	147,800
1級の者	27,800	36,500	50,500	66,100	83,500	102,700	113,100	123,500	134,000
2級の者	25,000	32,800	45,200	59,300	74,900	92,000	101,400	110,800	120,100
3級の者	22,100	29,000	40,000	52,400	66,200	81,400	89,700	98,000	106,300
4級以下の者	19,200	25,200	34,800	45,600	57,600	70,800	78,000	85,200	92,400

備考　1. 路程の計算については，水路及び陸路1キロメートルをもつてそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。
　　2. 単位は円とする。

別表第3　支　度　料

区　分	金額			
	出張			赴任
	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
役員	86,240	104,720	123,200	200,000
1級の者	78,160	94,910	111,650	190,000
2級の者	70,070	85,090	100,100	180,000
3級の者	61,990	75,270	88,550	150,000
4級以下の者	53,900	65,450	77,000	120,000

備考　単位は円とする。

別表第4　死亡手当

区　分	金額
役員	320,000
1級の者	290,000
2級の者	260,000
3級の者	230,000
4級以下の者	200,000

備考　単位は円とする。

（様　式）

外国旅費 概算/精算 請求書

理事長	担当理事	総務課長	総務課係員	会計課長	所属部長	所属課長

出納印　概算　昭和　年　月　日　㊞
出納印　精算　昭和　年　月　日　㊞

概算額	精算額	追給額	返納額
円	円	円	円

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃（船）賃 路程	運賃	急行料金	計	航空賃	車賃 実費額	日当 日数	定額	宿泊料 夜数	定額
					KM	円	円	円	円	円	日	円	夜	円
合計									KM 円					

移転料 路程	定額	既給額	差引額	着後手当 日当		宿泊料		計	支度料 地方	旅行雑費
KM	円	円	円	日	円	夜	円	円	円	

上記のとおり旅費を請求します。　昭和　年　月　日　㊞
上記の金額を領収しました。　昭和　年　月　日日　㊞
上記の金額を精算しました。　昭和　年　月　日　㊞
氏名

備考

備考　1. 本様式は，使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
　　2. 食卓料を支給した場合は備考欄に記入すること。

海外移住事業団